

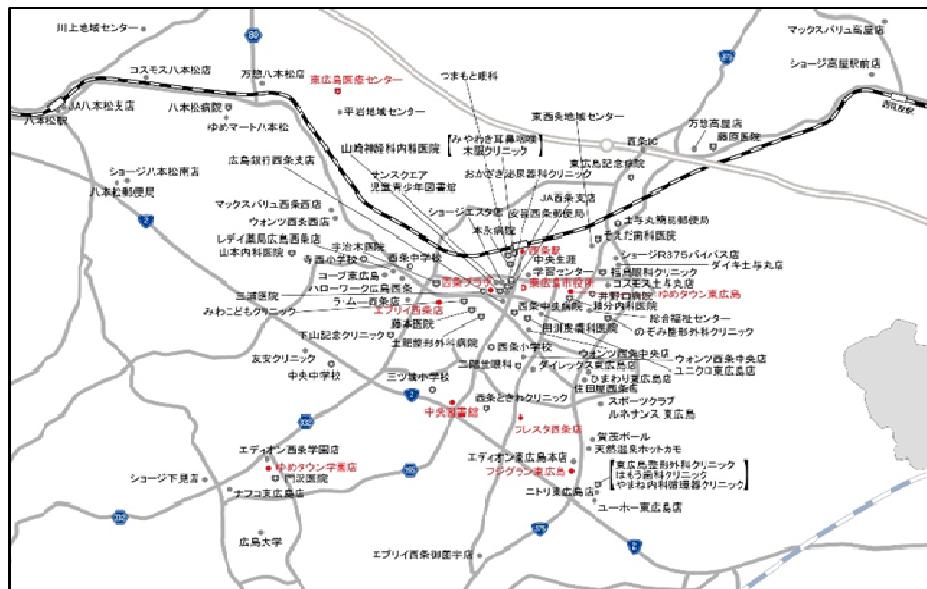
生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和3年6月25日

(名称) 東広島市地域公共交通会議

生活交通確保維持改善計画の名称
東広島市地域内フィーダー系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>1. 本市の現状と課題</p> <p>本市は、昭和49年の市制施行以来、賀茂学園都市建設、広島中央テクノポリス建設の大プロジェクトを推進し、広島大学の統合移転や近畿大学工学部の移転統合などによる学術研究機能の集積や、新たな企業立地をはじめ、新幹線東広島駅、山陽自動車道、近接する広島空港や、山陽本線のシティ電車化等の高速交通機関の整備を促進し、都市としての骨格形成が着実に進む中、人口も、平成17年の1市5町合併により、市政施行当初と比較して約3倍の19万人となり大きな発展を遂げている。</p> <p>しかしながら、市域内の交通に目を転じると、本市の主要な交通機関であるバス路線は、人口の増加や道路整備に代表される都市の発展と比して大きな発展を遂げてはおらず、モータリゼーション（車社会）の進展により利用者が年々減少する中で、交通事業者の経営も厳しい状況にあり、いくつかの路線については、廃止や赤字が増加するなど負のスパイラルに陥り、市域内の円滑な移動が確保されているとはいえない状況にある。</p> <p>少子高齢化の急速な進展など、本市において都市の持続的発展と市民生活の質的向上を図っていくためには、より利便性の高い交通ネットワークを構築するとともに、住民自らが公共交通サービスを支える担い手であるという意識を醸成させ、利用者の増加が利便性の向上をもたらし、それがさらに利用者の増加へつながる好循環を生み出す必要がある。</p> <p>2. 本市交通施策の取り組み</p> <p>平成23年度に東広島市の交通現況を把握するための都市交通現況調査を実施し、東広島市都市交通マスターplan（H25）、東広島市総合交通戦略（H26）、東広島市地域公共交通網形成計画（H27）、東広島市地域公共交通再編実施計画（H29）を策定し、「日常生活を支える交通」「都市の活力を促す交通」「持続可能な交通」の3つの基本理念のもと、各種施策を実施していくものとしている。</p> <p>3. 地域内フィーダー計画の必要性</p> <p>【西条地域】</p> <p>西条地域は官公庁、病院、商業施設などの様々な施設が集積しており、今後の本市の発展を牽引する地域として、JR西条駅を中心に都市機能強化に向けた取り組みを推進しており、こうした施設を結ぶ交通ネットワークの構築を進める必要がある。</p> <p>また、中心市街地へは比較的近隣からの来街者が多い（来街者の約5割は3km圏内）ことを考慮し、中心市街地での回遊性の向上のため、中心市街地の賑わい創出に寄与する公共交通として、平成29年10月から当該地域の主要施設を結ぶ循環バスの運行を開始している。</p>

(西条市街地における移動実態調査H28. 3)



▲西条地区のよく訪問する施設（赤字：上位10施設）

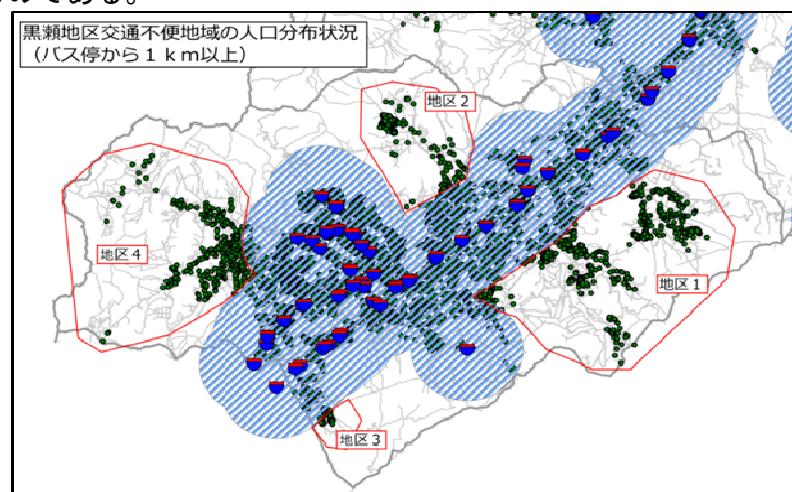
【黒瀬地域】

黒瀬地域は、賀茂台地の一部を構成する本市の南部に位置し、国道375号や県道矢野安浦線などの沿道に市街地が形成されており、丘陵部の住宅団地と、平野部に広がる集落や田園風景が特徴的な地域となっている。また、産業団地の整備や広島国際大学の開学により、基盤整備の進展に伴い人口が増加し、都市としての成長や発展に必要な機能が集積しているが、本地域の人口は減少傾向に加えて、丘陵部の住宅団地におけるオールドニュータウン化が進展するとともに、幹線道路から離れた地区では交通不便地域が存在している。

このような状況の中、平成21年度に地域住民が主体となった「黒瀬の公共交通を考える会」が発足し、団地の人口分布調査やアンケート調査、住民意見の聴き取り等を実施し、

- ・高齢者など移動手段を持たない交通弱者にとっての公共交通の確保
- ・地域住民の通院や買物など日常生活の移動の確保
- ・地域間幹線系統との接続による、市街地への広域的な移動手段の確保

といった課題が明確となり、これらの課題の早期解決が求められる中、地域を運行主体として平成25年10月24日には「黒瀬さくらバス運行協議会」が発足し、中国ジェイアールバス株式会社を運行事業者とした運行計画の検討を進め、平成26年6月23日から運行を開始しているものである。



2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

【西条地域】

	目 標
1便あたりの平均利用者数	12.9人

※令和4年度～令和6年度の目標値

※令和2年度実績：9.9人

(1便あたりの平均乗車人員の目標値について)

新規路線である西条市街地循環バスの導入にあたり、平成28年3月に実施した「移動実態と公共交通への意識に関する調査」において、「買物・私用・通院」を目途にした交通手段における選好意識（SP）調査を実施し、その需要予測結果を目標値としている。令和2年度実績では、1便あたりの利用者数が9.9人と目標を達成できていないため、引き続き、前年度の目標値である12.9人を設定し、目標達成に向けて利用促進等に取り組む。

【黒瀬地域】

	目 標
1日あたりの平均利用者数	23.1人

※令和4年度～令和6年度の目標値（コロナの影響により利用者数に減少が見込まれるため、地元負担が生じない人数とする。）

※令和2年度実績：22.5人

(1日あたりの平均乗車人員の目標値について)

市は運行経費の7割を上限とした補助を行い、国庫補助と運賃収入が運行経費の3割に満たない場合は、不足分を地元が負担する必要がある。本路線は、地元負担が生じない人数であり、「黒瀬さくらバス運行協議会」が理想とする23.1人／日を目標に設定する。

前年度においては、目標を22.9人に設定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、実績は22.5人と目標達成することができなかった。今年度においては協議会が理想とする値を目標値と設定し、引き続き利用促進等に取り組む。

黒瀬地域内フィーダー系統については、団地で人口の集積する地域と、人口密度の低い農村部における路線の利用者には差が生じるが、地域全体の移動手段の確保を目的としていることから、全路線を合わせた1日当たりの平均利用者数を目標値としている。

(2) 事業の効果

【西条地域】

- ニーズの高い施設への公共交通でのアクセス性向上
- 中心市街地の賑わい創出
- 都市の健全な発展と秩序ある整備につながる交通網の構築

【黒瀬地域】

- 交通不便地域の解消
- 買物弱者支援
- 医療施設への移動手段の確保
- 自ら外出する機会が増えることによる、高齢者の健康増進、生きがい創出

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

※括弧は実施主体

【西条地域】

1. 利用促進（モビリティ・マネジメント）の実施（東広島市）
 - ①沿線主要施設及び各種団体を通じたガイドブック配布
 - ②沿線主要施設へのポスター掲示
 - ③各種媒体（ホームページ、SNS、広報紙等）を通じた利用促進PR
2. 沿線商業施設との連携（沿線商業施設・バス事業者・市）
 - ①バス来訪者に対する特典付与

【黒瀬地域】

1. 市民啓発活動（黒瀬さくらバス運行協議会）
 - ①自治会を通じた啓発活動
 - ②地域サロンを通じた啓発活動
 - ③市内イベントでの黒瀬さくらバス車両展示PR

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

【西条地域】

地域公共交通確保維持事業費補助金交付要綱「表1」添付

1. 運行計画

- ①運行系統図 「別紙1-1」 添付
- ②運行ダイヤ・運行日 「別紙1-2」 添付
- ③運賃 1乗車200円

【割引運賃】

区分	運賃
小学生	100円（小児運賃：通常運賃の半額）
幼児（1歳以上で小学校就学前の者）	一人目は無料（保護者（小学生以上の者）が同伴の場合） 2人目から小児運賃
乳児（1歳未満）	一律無料
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を提示するもの及びその介護人が介護のために乗車するとき	100円（通常運賃の半額）
1日乗車券	500円（通常運賃） 250円（小児運賃）

2. 補助要綱別表7について

- ①地域間交通ネットワークのフィーダー系統であること（要綱別表7のハ）
 - ・要綱別表7. ハ①の要件に該当する。（本路線は、補助対象地域間幹線系統のフィーダー系統である。）
- ②既存交通ネットワーク等との整合が図られていること（要綱別表7のニ）
 - ・本路線は、中国ジェイアールバス株式会社と芸陽バス株式会社が運行する路線バスと一部重複しているが、両事業者の共同運行により競合調整が図られている。
- ③前年度補助対象期間から地域公共交通計画又は生活交通確保維持改善計画に基づき運

行されているもの

- ・要綱別表7. ホ③の要件に該当する。

3. 運行予定事業者

芸陽バス株式会社、中国ジェイアールバス株式会社

4. 運行予定者を選定した経緯・判断理由

本路線のサービスレベルにおける安定輸送に向けては、車両4台による同時運行及び予備車両の確保が必要となる。近年、乗務員の確保が困難な状況にあるなか、本路線を安全かつ継続的に運行するためには単独事業者で運行を担うことが困難であるため、西条地域を運行する乗合バス事業者である上記の2事業者による共同運行により、安定的な輸送力の確保を図るものである。

また、両事業者は西条町内に路線を有し、地域内の道路状況を熟知しており、安全性の確保やサービス品質においても当該事業者による運行が望ましいと判断した。

【黒瀬地域】

地域公共交通確保維持事業費補助金交付要綱「表1」添付

1. 運行計画

- ①運行系統図 「別紙2-1」 添付
- ②運行ダイヤ・運行日 「別紙2-2」 添付
- ③運賃 1乗車200円 回数券11枚つづり2,000円

【割引運賃】

区分	運賃
小学生	100円（小児運賃：通常運賃の半額）
幼児（1歳以上で小学校就学前の者）	一人目は無料（保護者（小学生以上の者）が同伴の場合） 2人目から小児運賃
乳児（1歳未満）	一律無料
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を提示するもの及びその介護人が介護のために乗車するとき	100円（通常運賃の半額）

2. 補助要綱別表7について

- ①地域間交通ネットワークのフィーダー系統であること（要綱別表7のハ）

・要綱別表7. ハ①の要件に該当する。（本路線は、補助対象地域間幹線系統のフィーダー系統である。）

- ②既存交通ネットワーク等との整合が図られていること（要綱別表7のニ）

・本路線は、中国ジェイアールバス株式会社と広島電鉄株式会社が運行している路線バスと一部路線が重複している。中国ジェイアールバス株式会社は、本路線の運行予定事業者であり、整合・調整が図られている。また、広島電鉄株式会社が運行する呉行きの路線バスと一部重複しているが、重複区間の路線バス運賃は最大で190円（津江口 ⇄ 楠原中央）であり、本路線の運賃200円より安いこと、本路線は週1～2回運行で黒瀬町の中心部に向けた運行であることを踏まえると、競合には相当ないと考えられる。また、事前に協議しており問題ないことを確認している。

- ③前年度補助対象期間から地域公共交通計画又は生活交通確保維持改善計画に基づき運行されているもの

・要綱別表7. ホ③の要件に該当する。

3. 運行予定事業者
中国ジェイアールバス株式会社

4. 運行予定者を選定した経緯・判断理由

黒瀬地区における既存路線バスとしては中国ジェイアールバス株式会社、広島電鉄株式会社が運行しており、中でも中国ジェイアールバス株式会社は、黒瀬町を横断する国道375号を運行している。路線バスとの競合の観点から、商業施設・医療施設が集積する黒瀬町中心部へは中国ジェイアールバス株式会社を運行事業者とする必要がある。また、黒瀬町内に営業所を有し、地域内の道路状況を熟知しており、安全性の確保やサービスの品質においても当該事業者による運行が望ましいと判断した。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

【西条地域】

運行経費から運賃収入、国庫補助額を引いた額を補助金として、負担者（市）が支払う。

【黒瀬地域】

地元運行団体が運行委託を行い、運行経費から運賃収入、国庫補助金額を引いた額を委託料として地元運行団体が負担する。また、市は運行経費の7割を上限に地元運行団体への補助を行う。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

【西条地域】

中国ジェイアールバス株式会社、芸陽バス株式会社

【黒瀬地域】

中国ジェイアールバス株式会社

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法

【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

※該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

9. 別表1の補助対象事業の基準八に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

11. 外客来訪促進計画との整合性

【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】

※該当なし

12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

【地域内フィーダー系統のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付。

13. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

【西条地域】

西条市街地循環バスの一部区間においては、大型車両の通行が困難な区間があり、運行予定事業者のうち、中国ジェイアールバス株式会社において新たに車両を調達する必要があった。また、芸陽バス株式会社についても、車両の老朽化等により、車両更新の必要があった。

車両選定においては、平成28年3月に実施した「移動実態と公共交通への意識に関する調査」(選好意識調査)において、1便あたりの平均利用者数(12.9人)の予測結果並びに路線の状況等を踏まえ、小型車両(定員32名)による運行が適当であると考えられる。

表2 旧さくらバスのアンケート結果(H23.9)

	人口 (500m圏内) A	60歳以上人口 (500m圏内) B	利用希望者数 (60歳以上) C	利用割合 (60歳以上) D=C/B×100
旧さくらバス	6,236	1,954	49	2.5%

表3 アンケート結果による路線別需要予測

	路線	人口 500m圏内 E	60歳以上人口 500m圏内 F ※1	需要予測 (人/週) G=F×D/100	需要予測 (人/日) ※2	需要予測 (人/便) ※3
新さくら バス	1	3,737	696	17	9	3.3
	2	4,983	957	24	24	9.0
	3	5,532	979	25	12	4.6
	4	4,867	937	23	23	8.8
	5	3,193	515	13	13	4.8
	6	11,551	2,643	66	33	12.4
	7	5,942	1,486	37	37	14.0

表4 WEB comPASSによる路線別需要予測（500mバッファ）

	路線	需要予測 (人/月)	補正係数 ※4	需要予測 (人/日) ※2	需要予測 (人/便) ※3
新さくら バス	1	1,408	0.068	12	4.5
	2	1,229	0.068	21	7.8
	3	1,551	0.068	13	4.9
	4	1,153	0.068	20	7.4
	5	968	0.068	16	6.2
	6	3,387	0.068	29	10.8
	7	1,879	0.068	32	12.0

※1 中心市街地の人口を除く

※2 ルート1, 3, 6は週に2回運行、ルート2, 4, 5, 7は週1回運行

※3 往復利用する人が全体の5割と仮定した場合

※4 小松原・大芝線（安芸津町）の需要予測と実績から算出した係数を用いる。

14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（1）事業の目標

【西条地域】

平成29年9月 ノンステップバス車両（ポンチョ）を導入

平成29年10月 運行開始

令和元年10月 ノンステップバス車両（ポンチョ）を購入し、車両更新

（2）事業の効果

【西条地域】

ノンステップ車両の導入により、バリアフリー化が推進され、さらには運行可能範囲が拡大した。

15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

地域公共交通確保維持事業費補助金交付要綱「表6」

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

17. 協議会の開催状況と主な議論

- ・平成25年6月24日 平成25年度第1回東広島市地域公共交通会議
生活交通ネットワーク計画について合意
 - ・平成26年2月7日 平成25年度第2回東広島市地域公共交通会議
生活交通ネットワーク変更計画、黒瀬さくらバス運行計画について合意
 - ・平成26年5月13日 平成26年度第1回東広島市地域公共交通会議
黒瀬さくらバス運行について報告
 - ・平成26年6月23日 平成26年度東広島市地域公共交通会議書面審議
平成27~29年度生活交通ネットワーク計画について合意
 - ・平成27年6月26日 平成27年度第2回東広島市地域公共交通会議
平成28~30年度フィーダー系統確保維持計画、黒瀬さくらバス運行計画の変更について合意
 - ・平成28年6月22日 平成28年度東広島市地域公共交通会議書面審議
平成29~31年度フィーダー系統確保維持計画について合意
 - ・平成28年11月28日 平成28年度東広島市地域公共交通会議書面審議
平成29~31年度フィーダー系統確保維持計画の変更、黒瀬さくらバスの運行計画の変更について合意
 - ・平成29年6月23日 平成29年度第1回東広島市地域公共交通会議
平成30~32年度フィーダー系統確保維持計画の変更、市街地循環線の運行計画の追加について合意
 - ・平成29年8月18日（書面審議）
 - ・平成29年8月28日（書面審議）
 - ・平成30年6月25日 平成30年度第1回東広島市地域公共交通会議
平成31~33年度フィーダー系統確保維持計画について合意
 - ・平成30年12月17日（書面審議）
市街地循環線の停留所の新設、黒瀬さくらバスの停留所の新設及び経路変更について合意
 - ・平成31年2月5日（書面審議）
 - ・平成31年3月27日 平成30年度第2回東広島市地域公共交通会議
平成31~33年度フィーダー系統確保維持計画の変更について合意
 - ・令和元年6月17日 書面審議
令和2~4年度フィーダー系統確保維持計画について合意
 - ・令和2年3月23日（書面審議）
令和2~4年度フィーダー系統確保維持計画の変更について合意
 - ・令和2年6月9日（書面審議）
令和3~5年度フィーダー系統確保維持計画について合意
 - ・令和3年6月15日（書面審議）
令和4~6年度フィーダー系統確保維持計画について合意
- ※向こう3年間については年3回開催予定

18. 利用者等の意見の反映状況

【西条地域】

- ・平成23年度 東広島市都市交通現況調査
- ・平成25年度 東広島市都市計画マスターplan（意見公募）
- ・平成26年度 東広島市総合交通戦略策定
- ・平成27年度 東広島市地域公共交通網形成計画策定（意見公募）
- ・平成28年度 東広島市地域公共交通再編実施計画（認定申請前）策定（意見公募）
都市交通現況調査による公共交通に対する意識調査並びに上記3つの計画においてパ

- ・ ブリックコメントによる意見公募を実施し、利用等の意見を反映している。
- ・ 平成29年12月に利用者のアンケート調査を実施
 - ・ 平成31年3月に、地元要望によりバス停を新設
 - ・ 令和3年3月に、地元要望によりバス停を新設
(向こう3年間は意見募集の予定はなし)

【黒瀬地域】

- ・ 平成25年5月9日 「黒瀬さくらバス運行協議会設立準備会」の設立
※この組織は、黒瀬さくらバス運行協議会設立までの、運行計画の立案、地元意見集約・調整を図るための組織であり、黒瀬地域の各住民自治協議会の役員から選出されたメンバーと、地元市議会議員で構成している。
- ・ 第1回準備会 平成25年5月17日 運行ルートについて協議
- ・ 第2回準備会 平成25年6月7日 ルート、運賃(200円)について決定
- ・ 第3回準備会 平成25年6月14日 ダイヤ、バス停位置について決定
- ・ 第4回～第7回準備会 平成25年8月10日～9月27日 運行協議会設立に向けた協議、地元意向を受け、ルートについて変更
- ・ 平成25年10月24日 「黒瀬さくらバス運行協議会」の設立
※この組織は、黒瀬さくらバスの運行主体となる組織で、黒瀬地域の各住民自治協議会から選出されたメンバーで役員、評議員を構成している。構成員については、向こう3年間変更の予定はない。
- ・ 平成26年9月に利用者のアンケート調査を実施
- ・ 平成27年5月8日 黒瀬さくらバス運行協議会役員会において、運行計画変更案について協議
- ・ 平成27年5月15日 黒瀬さくらバス運行協議会評議委員会において、運行計画変更案の作成
- ・ 平成27年5月29日 黒瀬さくらバス運行協議会総会において、運行計画の変更案について承認
- ・ 平成27年9月に利用者のアンケート調査を実施
- ・ 平成28年9月に利用者のアンケート調査を実施
- ・ 平成28年9月29日 黒瀬さくらバス運行協議会役員会において、運行計画変更について承認
- ・ 平成30年9月に利用者のアンケート調査を実施
- ・ 平成30年11月9日 黒瀬さくらバス運行協議会役員会において、運行計画変更案について協議・承認
- ・ 令和元年9月に利用者のアンケート調査を実施
- ・ 令和2年2月13日 黒瀬さくらバス運行協議会役員会において、運行計画変更案について協議・承認
- ・ 令和2年8月6日 黒瀬さくらバス運行協議会役員会において、運行計画変更案について協議・承認
- ・ 令和2年9月に利用者のアンケート調査を実施
(向こう3年間は意見募集の予定はなし)

19. 協議会メンバーの構成員

区分	役職	備考
その他協議会が必要と認める者	学識経験者	
その他協議会が必要と認める者	商工会議所+商工会	
交通事業者	西日本旅客鉄道株式会社	
交通事業者	芸陽バス株式会社	
交通事業者	中国ジェイアールバス株式会社	
交通事業者	広島電鉄株式会社	
交通事業者	一般社団法人広島県タクシー協会	
その他協議会が必要と認める者	利用代表者（東広島市民生委員・児童委員協議会）	
その他協議会が必要と認める者	利用代表者（東広島市女性連合会）	
その他協議会が必要と認める者	利用代表者（広島県高等学校PTA連合会）	
地方整備局	中国地方整備局 広島国道事務所	
地方運輸局	中国運輸局広島運輸支局	
その他協議会が必要と認める者	私鉄中国地方労働組合	
広島県	広島県土木建築局道路企画課	
広島県	広島県地域政策局地域力創造課	
その他協議会が必要と認める者	東広島警察署交通課	
東広島市	東広島市建設部	
東広島市	東広島市都市部	
東広島市	東広島市地域振興部	

※任期は2年（令和5年3月31日まで）

※向こう3年間メンバー等の変更の予定なし

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 広島県東広島市西条栄町 8-29

(所 属) 地域振興部地域政策課

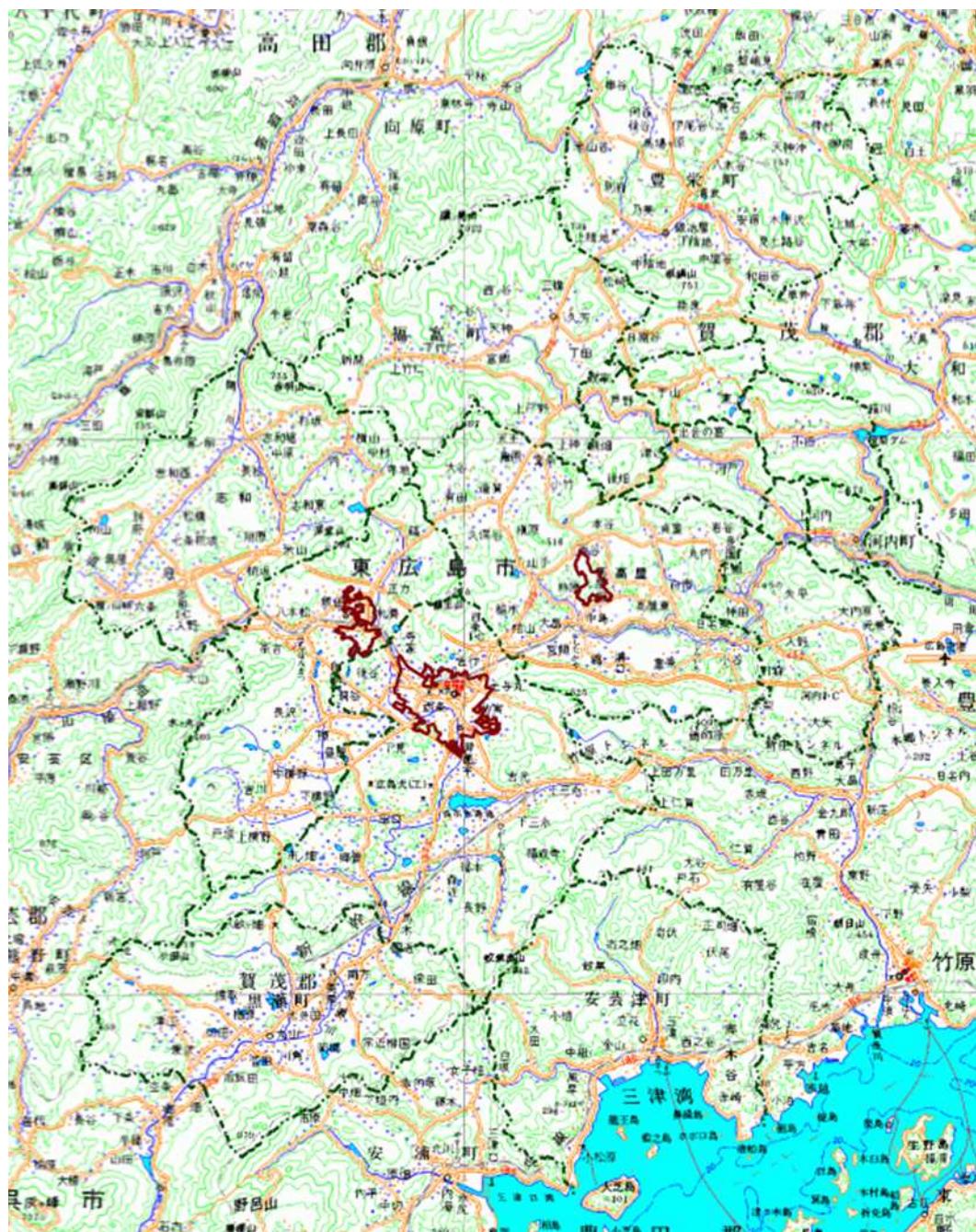
(氏 名) 鈴 雄一

(電 話) (082) 420-0401

(e-mail) hgh200401@city.higashihiroshima.lg.jp

人口集中地区図（H 27 国勢調査）

□：人口集中地域



交通不便地域図（過疎地域） ■■■■■：過疎地域

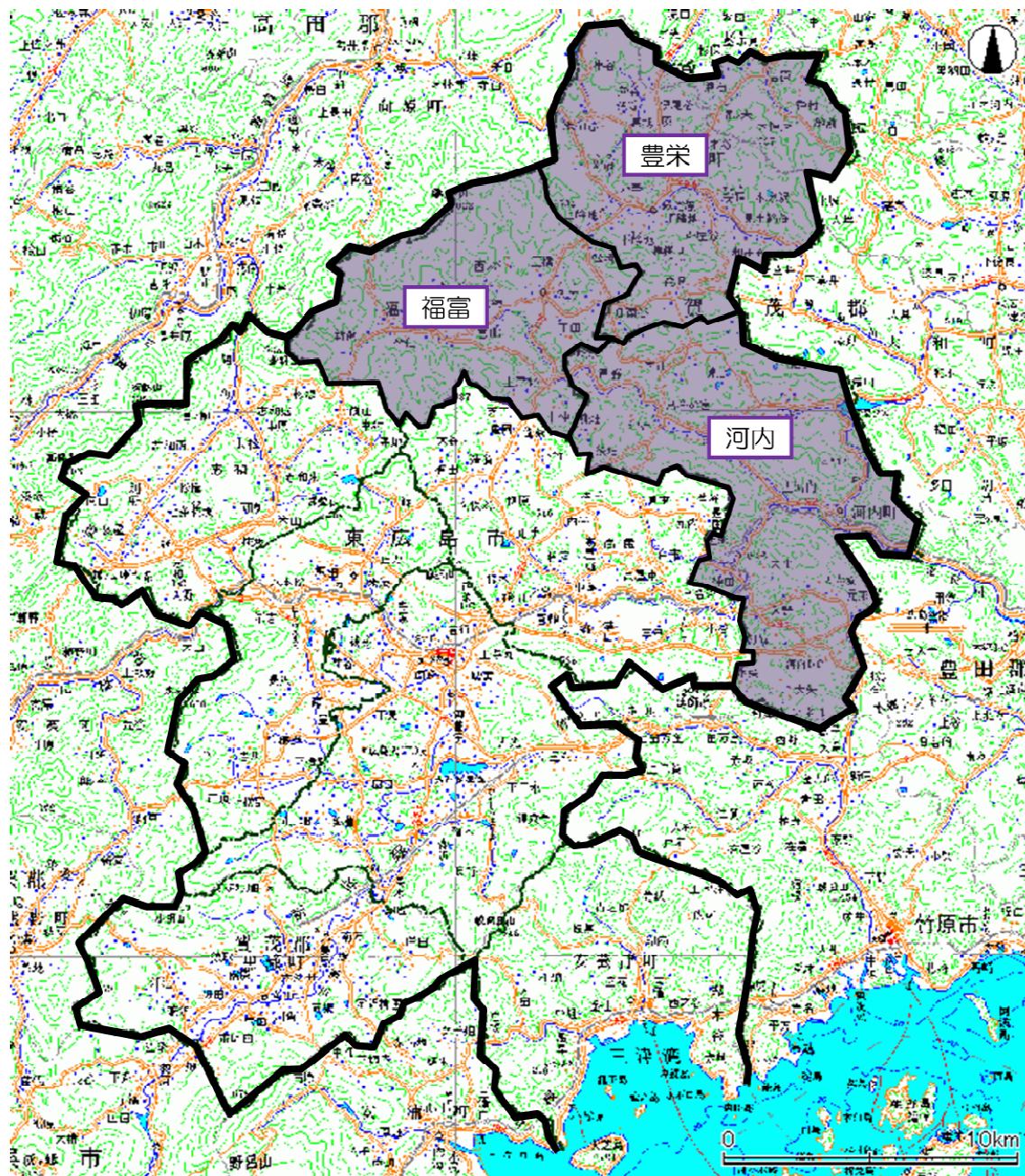


表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	東広島市
-------	------

(単位:人)	
	人口
人口集中地区以外	141,596
交通不便地域等	11,534

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
2,374	福富地区	旧過疎地域自立促進特別措置法
3,232	豊栄地区	旧過疎地域自立促進特別措置法
5,928	河内地区	旧過疎地域自立促進特別措置法

地域公共交通利便増進計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度
東広島市地域公共交通利便増進実施計画	平成29年8月31日	平成31年度

(1)記載要領

- 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
- 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
- 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2))(実施要領の2.(1)(11))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
- 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
- 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。

(2)添付書類

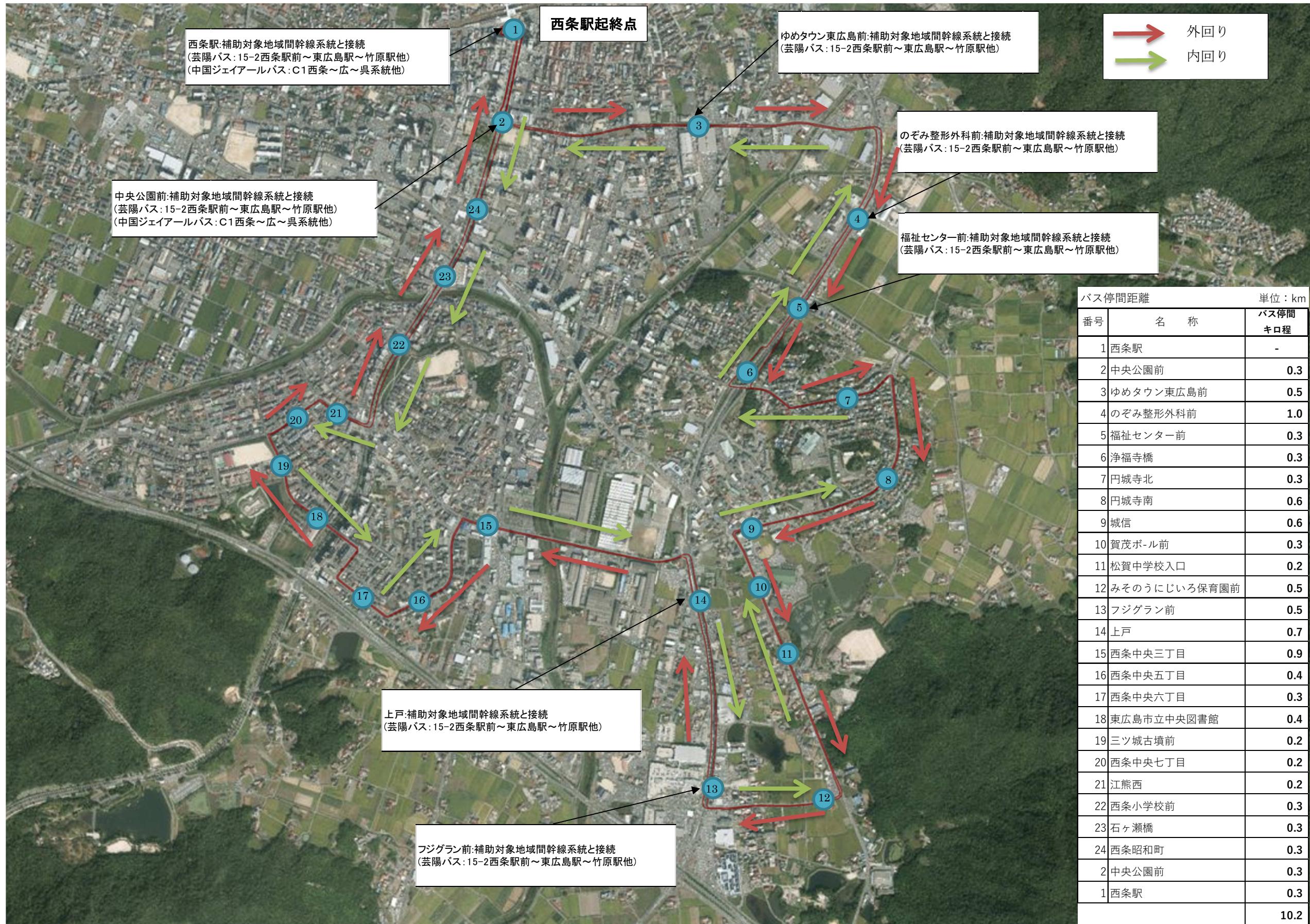
- 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

表6 車両の取得計画の概要(車両減価償却費等補助)(地域内フィーダー系統)

市区町村名	バス事業者等名	申請番号	運行の用に供する 補助対象系統名 (申請番号)	補助対象車両の種別			乗車定員	購入年月	利便増進特例措置	運送継続特例措置	購入等の種別
				イ	ロ	ハ					
東広島市	中国ジェイアールバス株式会社	1	(3, 4) 市街地循環 (内回り、外回り)	ノンステップ	スロープ付	標準仕様	32	H29.9			リース
	芸陽バス株式会社	2	(1,2) 市街地循環 (内回り、外回り)	ノンステップ	スロープ付	標準仕様	32	R1.10			一括
	芸陽バス株式会社	3	(1,2) 市街地循環 (内回り、外回り)	ノンステップ	スロープ付	標準仕様	32	R1.10			一括
		4	()								
		5	()								

(注)

- 「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型又は小型車両の別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
- 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
- 「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。
- 「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載すること。
- 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。

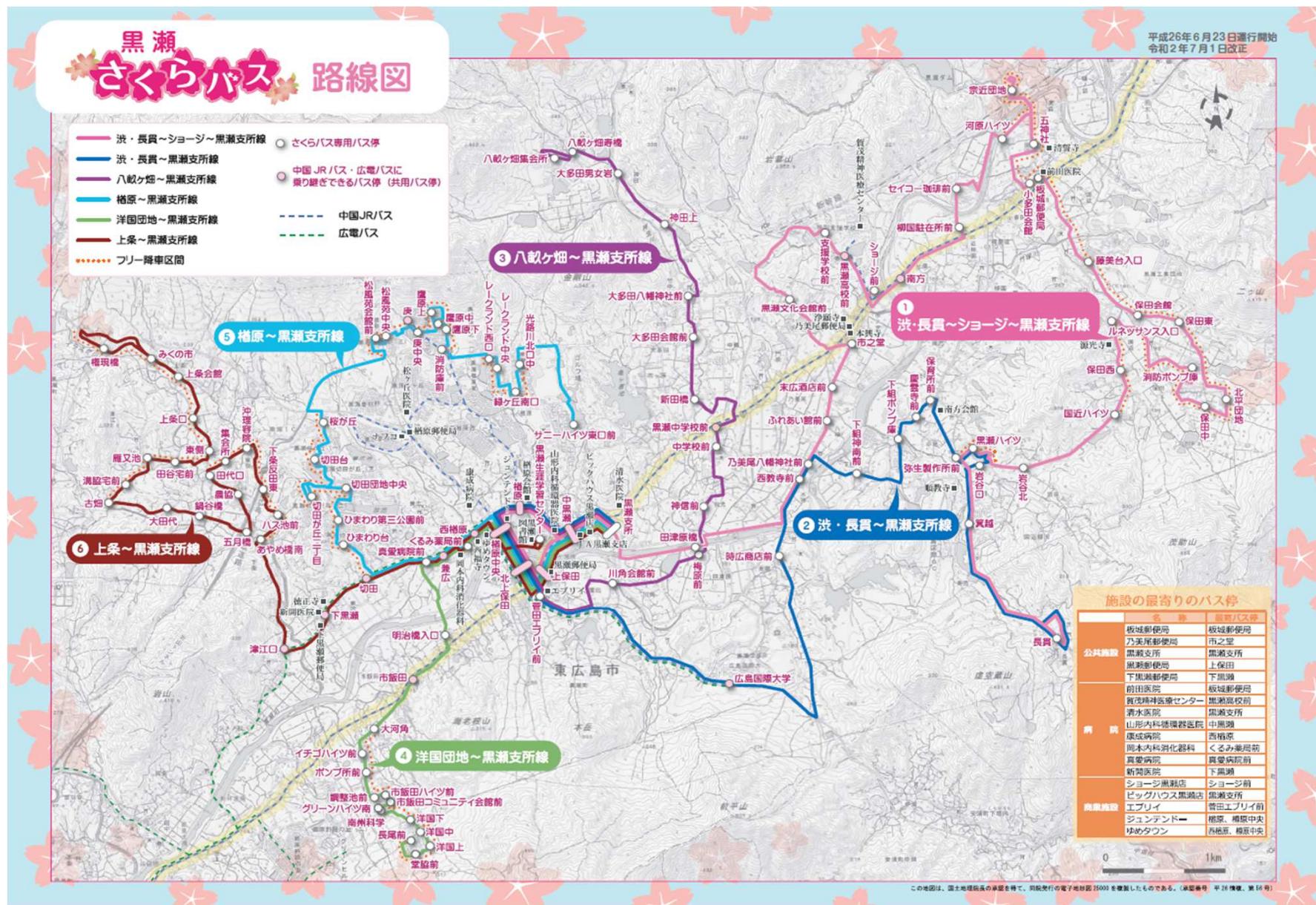


系統	担当	月	日数	運行回数/日	運行回数/年	備考
外回り	芸陽	10	31	24	744	
外回り	芸陽	11	30	24	720	
外回り	J R	12	30	24	720	
外回り	J R	12	1	12	12	(年末) R3.12.31 ※西条駅発毎時30分発のみ運行
外回り	J R	1	28	24	672	
外回り	J R	1	3	12	36	(年始) R4.1.1からR4.1.3まで ※西条駅発毎時30分発のみ運行
外回り	芸陽	2	28	24	672	
外回り	芸陽	3	31	24	744	
外回り	J R	4	30	24	720	
外回り	J R	5	31	24	744	
外回り	芸陽	6	30	24	720	
外回り	芸陽	7	31	24	744	
外回り	J R	8	31	24	744	(盆) 平常運行
外回り	J R	9	30	24	720	
内回り	J R	10	31	24	744	
内回り	J R	11	30	24	720	
内回り	芸陽	12	30	24	720	
内回り	芸陽	12	1	12	12	(年末) R3.12.31 ※西条駅発毎時45分のみ運行
内回り	芸陽	1	28	24	672	
内回り	芸陽	1	3	12	36	(年始) R4.1.1からR4.1.3まで ※西条駅発毎時45分のみ運行
内回り	J R	2	28	24	672	
内回り	J R	3	31	24	744	
内回り	芸陽	4	30	24	720	
内回り	芸陽	5	31	24	744	
内回り	J R	6	30	24	720	
内回り	J R	7	31	24	744	
内回り	芸陽	8	31	24	744	(盆) 平常運行
内回り	芸陽	9	30	24	720	
				17424		

別紙 1 - 3

芸陽	計画運行日数	計画運行回数
外回り	181	4344
内回り	184	4368

J R	計画運行日数	計画運行回数
外回り	184	4368
内回り	181	4344



黒瀬さくらバス運行回数算定表

別紙2-3

年月		月	火	水	木	金	土	日	祝/連休	計
2021年	10月		4	4	4	4	5	5	0	31
	11月		5	4	3	4	4	4	2	30
	12月		4	4	5	4	4	4	2	31
2022年	1月		3	4	4	4	4	4	4	31
	2月		4	4	3	4	3	4	2	28
	3月		3	5	5	5	4	4	1	31
	4月		4	4	4	4	4	5	1	30
	5月		5	4	3	3	4	4	3	31
	6月		4	4	5	5	4	4	0	30
	7月		3	4	4	4	5	5	1	31
	8月		4	5	5	3	4	3	4	31
	9月		3	4	4	5	4	4	2	30
計			46	50	49	49	49	50	50	365

運行系統名	運行曜日	運行日数	運行回数
(5)渋・長貫～ショージ～黒瀬支所線	水	49	98
(6)渋・長貫～黒瀬支所線	火	50	100
(7)八畠ヶ畑～黒瀬支所線	木	49	98
(8)洋国団地～黒瀬支所線	月金	95	190
(9)檜原～黒瀬支所線	月金	95	190
(10)上条～黒瀬支所線	火木	99	198

黒瀬さくらバス停距離一覧

別紙 2-4

②洪・長貫～黒瀬支所（広島国際大学経由）

ルート	名称	位置	フリー 降車	現行				改正				備考	
				区間キロ		区間時分		区間キロ		区間時分			
				往路	復路	往路	復路	往路	復路	往路	復路		
② C-158	長貫	既設により省略		1.6	1.3	3	3						
	箕越	既設により省略		0.5	0.5	1	1						
	岩谷口	既設により省略	設定	0.3	0.3	2	2						
	黒瀬ハイツ	既設により省略	設定	0.2	0.2	1	1						
	弥生製作所前	既設により省略	設定	0.6	0.6	1	1						
	保育所前	既設により省略		0.2	0.2	1	1						
	慶雲寺前	既設により省略		0.3	0.3	1	1						
	下組ポンプ庫	既設により省略		0.7	0.7	1	1						
	下組神南前	既設により省略		0.4	0.4	1	1						
	乃美尾八幡神社前	既設により省略		0.3	0.3	1	1						
	西教寺前	既設により省略		0.6	0.6	2	2						
	時広商店前	既設により省略		2.4	2.4	4	4						
	広島国際大学	既設により省略		2.0	2	3	3						
	菅田エブリイ前	既設により省略		0.2	0.2	1	1						
	北上保田	既設により省略		0.4	0.4	0	1						
	楓原中央	既設により省略		0.3	0.3	1	1						
	楓原	既設により省略		0.5	0.5	1	1						
	中黒瀬	既設により省略		0.5	0.5	3	1						
	黒瀬支所	既設により省略											
計					12.0	11.7	28	27	0	0	0		

黒瀬さくらバス停距離一覧

別紙 2-4

③八畠ヶ畑～黒瀬支所線

ルート	名称	位置	フリー 降車	現行				改正				備考	
				区間キロ		区間時分		区間キロ		区間時分			
				往路	復路	往路	復路	往路	復路	往路	復路		
③ C-154	八畠ヶ畑寿橋	既設により省略		C-154	C-154			C-154	C-151				
	八畠ヶ畑集会所	既設により省略	既設					—	0.4	—	1		
	八畠ヶ畑寿橋	既設により省略	既設	0.4	0.2	1	1	0.4	0.2	1	1	フリー降車 県道338号分岐から	
	大多田男女岩	既設により省略	既設	0.5	0.5	1	1	0.5	0.5	1	1		
	神田上	黒瀬町大多田東大東461-1地先		1.4	1.4	3	3	0.3	0.3	1	1		
	大多田八幡神社前	既設により省略		0.3	0.3	1	1	0.3	0.3	1	1		
	大多田会館前	既設により省略		0.6	0.6	1	2	0.6	0.6	1	2		
	新田橋	既設により省略		0.8	0.8	3	2	0.8	0.8	3	2		
	黒瀬中学校前	既設により省略		0.2	0.2	1	1	0.2	0.2	1	1		
	中学校前	既設により省略		0.7	0.7	2	2	0.7	0.7	2	2		
	神信前	既設により省略		0.5	0.5	1	1	0.5	0.5	1	1		
	梅原前	既設により省略		0.8	0.8	2	2	0.8	0.8	2	2		
	川角会館前	既設により省略		1.0	1	3	3	1.0	1.0	3	3		
	菅田エブリイ前	既設により省略		0.2	0.2	1	1	0.2	0.2	1	1		
	北上保田	既設により省略		0.4	0.4	0	1	0.4	0.4	0	1		
	檜原中央	既設により省略		0.3	0.3	1	1	0.3	0.3	1	1		
	檜原	既設により省略		0.5	0.5	1	1	0.5	0.5	1	1		
	中黒瀬	既設により省略		0.5	0.5	3	1	0.5	0.5	3	1		
	黒瀬支所	既設により省略											
計				9.1	8.9	25	24	9.1	9.3	25	25		

黒瀬さくらバス停距離一覧

別紙 2-4

④洋国団地～黒瀬支所線

ルート	名称	位置	フリー 降車	現行				改正				備考	
				区間キロ		区間時分		区間キロ		区間時分			
				往路	復路	往路	復路	往路	復路	往路	復路		
④ C-155	長尾前	既設により省略	設定	0.2	0.2	1	1	0.2	0.2	1	1	フリー降車 国道375分岐までを含む	
	堂脇前	既設により省略		0.1	0.1	0	0	0.1	0.1	0	0		
	洋国上	既設により省略	設定	0.2	0.2	1	1	0.2	0.2	1	1		
	洋国中	既設により省略	設定	0.1	0.1	0	0	0.1	0.1	0	0		
	洋国下	既設により省略	設定	0.2	0.2	1	1	0.2	0.2	1	1		
	南洲科学	既設により省略	設定	0.1	0.1	1	1	0.1	0.1	1	1		
	グリーンハイツ南	既設により省略	設定	0.1	0.1	0	0	0.1	0.1	0	0		
	市飯田コミュニティ会館前	既設により省略	設定	0.1	0.1	1	1	0.1	0.1	1	1		
	市飯田ハイツ前	既設により省略	設定	0.1	0.1	0	0	0.1	0.1	0	0		
	調整池前	既設により省略	設定	0.1	0.1	0	0	0.1	0.1	0	0		
	ポンプ所前	既設により省略	設定	0.3	0.3	1	1	0.3	0.3	1	1		
	イチゴハイツ前	既設により省略	設定	0.1	0.1	0	0	0.1	0.1	0	0		
	大河角	黒瀬町市飯田249-2地先	設定	0.2	0.2	1	1	0.2	0.2	1	1		
	市飯田	既設により省略	設定	0.7	0.7	2	1	0.7	0.7	2	1		
	明治橋入口	既設により省略		0.4	0.4	1	1	0.4	0.4	1	1		
	真愛病院前	黒瀬町兼広299-3		0.8	0.8	1	2	0.8	0.8	1	2		
	兼広	既設により省略		0.2	0.2	0	0	0.2	0.2	0	0		
	くるみ薬局前	既設により省略		0.2	0.2	1	1	0.2	0.2	1	1		
	西檜原	既設により省略		0.2	0.2	0	0	0.2	0.2	0	0		
	檜原中央	既設により省略		0.3	0.3	1	1	0.3	0.3	1	1		
	北上保田	既設により省略		0.4	0.4	1	0	0.4	0.4	1	0		
	上保田	既設により省略		0.2	0.2	1	1	0.2	0.2	1	1		
	中黒瀬	既設により省略		0.4	0.4	1	1	0.4	0.4	1	1		
	黒瀬支所	既設により省略		0.5	0.5	2	1	0.5	0.5	2	1		
計				6.1	6.1	18	16	6.1	6.1	18	16		

黒瀬さくらバス停距離一覧

別紙 2-4

⑤檜原～黒瀬支所線

ルート	名称	位置	フリー 降車	現行				改正				備考	
				区間キロ		区間時分		区間キロ		区間時分			
				往路	復路	往路	復路	往路	復路	往路	復路		
⑤ C-156	サニーハイツ東口前	既設により省略	設定	1.2	1.2	3	4	1.2	1.2	3	4	フリー降車 県道分岐までを含む	
	光路川北口中	既設により省略		0.3	0.3	1	2	0.3	0.3	1	2		
	緑ヶ丘南口	既設により省略	設定	0.4	0.4	1	1	0.4	0.4	1	1		
	レークランド中央	既設により省略	設定	0.2	0.2	1	1	0.2	0.2	1	1		
	レークランド西口	既設により省略		0.4	0.4	1	1	0.4	0.4	1	1		
	消防庫前	既設により省略	設定	0.3	0.3	1	1	0.3	0.3	1	1		
	鷹原下	既設により省略	設定	0.1	0.1	0	1	0.1	0.1	0	1		
	鷹原中	既設により省略	設定	0.1	0.3	2	2	0.1	0.3	2	2		
	鷹原上	既設により省略	設定	0.5	0.3	2	2	0.5	0.3	2	2		
	庚中央	既設により省略		0.1	0.1	1	0	0.1	0.1	1	0		
	庚	既設により省略	設定	0.3	0.3	1	1	0.3	0.3	1	1		
	松風苑中央	既設により省略	設定	0.2	0.2	1	1	0.2	0.2	1	1	フリー降車 会館前分岐までを含む	
	松風苑会館前	既設により省略		1.4	1.4	4	4	1.4	1.4	4	4		
	桜が丘	既設により省略	設定	0.4	0.4	1	1	0.4	0.4	1	1	フリー降車 県道34号分岐までを含む	
	切田台	既設により省略	設定	0.7	0.8	2	3	0.7	0.8	2	3		
	切田が丘二丁目	既設により省略	設定	0.5	0.4	2	2	0.5	0.4	2	2		
	切田団地中央	既設により省略	設定	0.4	0.4	1	1	0.4	0.4	1	1		
	ひまわり第三公園前	既設により省略	設定	0.2	0.2	1	1	0.2	0.2	1	1	フリー降車 県道分岐までを含む	
	ひまわり台	既設により省略	設定	0.8	0.8	2	2	0.8	0.8	2	2		
	真愛病院前	黒瀬町兼広299-3		0.2	0.2	0	0	0.2	0.2	0	0	移設：停留所	
	兼広	既設により省略		0.2	0.2	1	1	0.2	0.2	1	1		
	くるみ薬局前	既設により省略		0.2	0.2	0	0	0.2	0.2	0	0		
	西檜原	既設により省略		0.3	0.3	1	1	0.3	0.3	1	1		
	檜原中央	既設により省略		0.4	0.4	1	0	0.4	0.4	1	0		
	北上保田	既設により省略		0.2	0.2	1	1	0.2	0.2	1	1		
	上保田	既設により省略		0.4	0.4	1	1	0.4	0.4	1	1		
	中黒瀬	既設により省略		0.5	0.5	3	1	0.5	0.5	3	1		
	黒瀬支所	既設により省略											
計				10.9	10.9	36	36	10.9	10.9	36	36		

黒瀬さくらバス停距離一覧

別紙 2-4

⑥上条～黒瀬支所

ルート	名称	位置	フリー 降車	現行				改正				備考	
				区間キロ		区間時分		区間キロ		区間時分			
				往路	復路	往路	復路	往路	復路	往路	復路		
⑥ C-159	権現橋	既設により省略	設定	0.4	1	0	3	0.4	1	0	3	フリー降車 県道34号線を除く	
	みくの市	既設により省略		0.3	0.3	1	0	0.3	0.3	1	0		
	上条会館	既設により省略	設定	0.5	0.5	1	1	0.5	0.5	1	1		
	上条口	既設により省略	設定	0.2	0.2	1	1	0.2	0.2	1	1		
	東側	既設により省略	設定	0.3	0.3	1	1	0.3	0.3	1	1		
	田谷宅前	既設により省略	設定	0.3	0.3	0	0	0.3	0.3	0	0		
	雁又池	既設により省略	設定	0.3	0.3	1	1	0.3	0.3	1	1		
	溝脇宅前	既設により省略	設定	0.2	0.2	1	1	0.2	0.2	1	1		
	古畑	既設により省略	設定	0.5	0.5	1	1	0.5	0.5	1	1		
	大田代	既設により省略	設定	0.3	0.3	0	0	0.3	0.3	0	0		
	鍋谷橋	既設により省略	設定	0.4	0.4	1	1	0.4	0.4	1	1		
	五月橋	既設により省略	設定	0.3	0.3	1	1	0.3	0.3	1	1		
	農協	既設により省略	設定	0.3	0.3	0	1	0.3	0.3	0	1		
	田代口	既設により省略	設定	0.2	0.2	1	0	0.2	0.2	1	0		
	集会所	既設により省略	設定	0.3	0.3	1	1	0.3	0.3	1	1		
	沖理容院	既設により省略	設定	0.5	0.5	1	2	0.5	0.5	1	2		
	下条反田東	既設により省略	設定	0.5	0.5	2	1	0.4	0.4	2	1		
	ハス池前	黒瀬町津江7299地先	設定	0.6	0.6	1	2	0.3	0.3	1	2	移設：停留所	
	あやめ橋南	黒瀬町津江7132-1地先	設定	0.8	0.8	2	1	1.0	1.0	2	1	新設：停留所	
	津江口	既設により省略	設定	0.5	0.5	1	1	0.5	0.5	1	1		
	下黒瀬	既設により省略	設定	0.5	0.5	1	1	0.5	0.5	1	1		
	切田	既設により省略	設定	0.5	0.5	1	1	0.5	0.5	1	1		
	真愛病院前	黒瀬町兼広299-3	設定	0.2	0.2	0	0	0.2	0.2	0	0		
	兼広	既設により省略	設定	0.2	0.2	1	1	0.2	0.2	1	1		
	くるみ薬局前	既設により省略	設定	0.2	0.2	0	0	0.2	0.2	0	0		
	西檜原	既設により省略	設定	0.3	0.3	1	1	0.3	0.3	1	1		
	楓原中央	既設により省略	設定	0.5	0.4	1	2	0.5	0.4	1	2		
	黒瀬生涯学習センター	既設により省略	設定	0.5	0.5	1	1	0.5	0.5	1	1		
	北上保田	既設により省略	設定	0.2	0.2	1	1	0.2	0.2	1	1		
	上保田	既設により省略	設定	0.4	0.4	1	1	0.4	0.4	1	1		
	中黒瀬	既設により省略	設定	0.5	0.5	2	1	0.5	0.5	2	1		
	黒瀬支所	既設により省略	計	11.7	12.2	28	30	11.5	12.0	28	30		